

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公平委員会事務局
処分の 名称	職員団体の登録取消し、効力停止
処分権者	公平委員会
根拠規定	地方公務員法第53条第6項
基準規定	地方公務員法第53条第6項
処分基準	地方公務員法第53条第6項 （職員団体の登録） 第53条6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	登録取消し 聴聞効力停止 弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公平委員会事務局
処分の 名称	職員団体規約の認証の取消し
処分権者	公平委員会
根拠規定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律本則
基準規定	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条第1項
処分基準	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条第1項 （認証の取消し） 第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。 (1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。 (2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。 (3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。）。 (4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。 (5) 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。 (6) 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	